下関市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号事業の人員、設備及び運営並びに指定第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 予防給付型訪問サービス
 - 第1節 基本方針(第4条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第5条・第6条)
 - 第3節 設備に関する基準(第7条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第8条 第38条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第39条— 第41条)
- 第3章 生活維持型訪問サービス
 - 第1節 基本方針(第42条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第43条・第44条)
 - 第3節 設備に関する基準(第45条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第46条-第50条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第51条)
- 第4章 予防給付型通所サービス
 - 第1節 基本方針(第52条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第53条・第54条)
 - 第3節 設備に関する基準(第55条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第56条―第65条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第66条— 第69条)
- 第5章 生活維持型通所サービス
 - 第1節 基本方針(第70条)
 - 第2節 人員に関する基準(第71条・第72条)
 - 第3節 設備に関する基準 (第73条)

- 第4節 運営に関する基準 (第74条―第76条)
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第77条)
- 第6章 運動特化型通所サービス及び短時間運動特化型通所サービス
 - 第1節 基本方針(第78条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第79条・第80条)
 - 第3節 設備に関する基準(第81条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第82条 第84条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第85条)
- 第7章 短期集中型通所サービス
 - 第1節 基本方針(第86条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第87条・第88条)
 - 第3節 設備に関する基準(第89条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第90条―第92条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第93条)
- 第8章 雑則(第94条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業のうち指定事業者によって行われる同号イの第一号訪問事業及び同号ロの第一号通所事業について、当該事業の人員、設備及び運営並びに当該事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 指定第一号事業 指定事業者の当該指定に係る第一号事業を行う事業所 により行われる当該第一号事業をいう。
 - (2) 介護予防サービス・支援計画 法第8条の2第16項に規定する介護予

防サービス計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画を含む。)及び省令第140条の62の5第3項に規定する計画をいう。

- (3) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業支給費の 支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 費用基準額 法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業に要した費用の額(その額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第 一号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者に支払われる場合の当 該第一号事業支給費に係る指定第一号事業をいう。
- (6) 介護予防支援事業者 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定事業者の一般原則)

- 第3条 指定事業者は、法人格を有するものとする。
- 2 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、指定第一号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の 整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じな ければならない。
- 5 指定事業者は、指定第一号事業サービスを提供するに当たっては、法第 118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用 し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 予防給付型訪問サービス 第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 指定第一号事業に該当する予防給付型訪問サービス(以下この章において「指定サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

- 第5条 指定サービスの事業を行う者(以下この章において「指定事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定事業所」という。) ごとに置くべき訪問介護員等(指定サービスの提供に当たる介護福祉士又は 法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。
- 2 指定事業者は、指定事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定事業者が指定訪問介護事業者(下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第70号。以下「指定居宅サービス等条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定サービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受け

る場合は、推定数による。

- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他「厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者」(平成24年厚生労働省告示第118号)に定める者であって、専ら指定サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第72号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。)第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定事業所の管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第7条 指定事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の 区画を設けるほか、指定サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなけ ればならない。
- 2 指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第8条 指定事業者は、指定サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用 に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され た前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその 家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法に

よる提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のように供されるものをいう。第94条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定事業者の使用に係る電子 計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しよ うとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用 いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法によ る承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。(提供拒否の禁止)
- 第9条 指定事業者は、正当な理由なく指定サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定事業者は、当該指定事業所の通常の事業の実施地域(当該事業 所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、 利用申込者に対し自ら適切な指定サービスを提供することが困難であると 認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な 他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければなら ない。

(受給資格等の確認)

- 第11条 指定事業者は、指定サービスの提供を求められた場合は、その者の 提示する被保険者証によって、被保険者資格の有無及びその者が法第115 条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等(以下「居宅要支援 被保険者等」という。)に該当することを確かめるものとする。
- 2 指定事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する 認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、 指定サービスを提供するように努めなければならない。

(第一号事業を受けるための手続等に係る援助)

- 第12条 指定事業者は、指定サービスの事業の提供の開始に際し、居宅要支援被保険者等でない利用申込者については、第一号事業を受けるための手続が既に行われているかどうかを確認し、当該手続が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該手続が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定事業者は、要支援認定を受けている利用者について、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請等が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定事業者は、指定サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第79号。以下「指定介護予防支援等条例」という。)第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、そ

の置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第14条 指定事業者は、指定サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定事業者は、指定サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第一号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定事業者は、指定サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第140条の62の3第1項第1号の介護予防支援又は第一号介護予防支援事業による援助を受けていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第一号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第一号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定事業者は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合 は、当該計画に沿った指定サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画等の変更の援助)

第17条 指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望 する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な 援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回 訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨 を指導しなければならない。 (サービスの提供の記録)

- 第19条 指定事業者は、指定サービスを提供した際には、当該指定サービスの提供日及び内容、当該指定サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定事業者は、指定サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第20条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定サービスに係る費用基準額から当該指定事業者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定サービスに係る費用 基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常 の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定サービスを行う場合は、そ れに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに 係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定サービスの内容、費用の額 その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対 して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対 する指定サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第23条 指定事業者は、指定サービスを受けている利用者が次の各号のいず れかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなけれ ばならない。
 - (1) 正当な理由なしに指定サービスの利用に関する指示に従わないことにより、状態を悪化させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって第一号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に指定サービスの提供を行っているときに利用 者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への 連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 第25条 指定事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者及び業務の管理を、 一元的に行わなければならない。
- 2 指定事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。 以下この節及び次節において同じ。)は、第40条に定めるもののほか、次に 掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 指定サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
 - (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。) に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状 況についての情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) 地域包括支援センター等に対し、指定サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 (運営規程)
- 第26条 指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第27条 指定事業者は、指定サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第28条 指定事業者は、利用者に対し適切な指定サービスを提供できるよう、 指定事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の訪問介護員等によって指定サービスを提供しなければならない。
- 3 指定事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定事業者は、適切な指定サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第29条 指定事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、 必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定事業者は、指定事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努 めなければならない。
- 3 指定事業者は、当該指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行う場合のものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

- 第30条 指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、第26条に規定する 重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込 者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなら ない。
- 2 指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定事業所に備 え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項 の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定事業者は、原則として、第1項に規定する事項をウェブサイトに掲載 しなければならない。

(秘密保持等)

- 第31条 指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利 用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定事業者は、当該指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必 要な措置を講じなければならない。
- 3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第32条 指定事業者は、指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止及び不当な働きかけの禁止)

- 第33条 指定事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者 に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品 その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に際し、地域 包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要 支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該介護予防サー ビス・支援計画に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行っ

てはならない。

(苦情処理)

- 第34条 指定事業者は、提供した指定サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を 設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、提供した指定サービスに関し、法第115条の45の7第 1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求 め又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関 して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合に おいては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定事業者は、市の求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定事業者は、提供した指定サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第4 5条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 (地域との連携等)
- 第35条 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 2 指定事業者は、指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者 に対して指定サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外 の者に対しても指定サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第36条 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

- 第36条の2 指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。) を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知を図ること。
 - (2) 当該指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (会計の区分)
- 第37条 指定事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、指定サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備)
- 第38条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第40条第2号の規定による訪問型サービス計画
 - (2) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第23条の規定による市への通知に係る記録

- (5) 第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置に ついての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定サービスの事業の基本取扱方針)

- 第39条 指定サービスは、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に 行われなければならない。
- 2 指定事業者は、自らその提供する指定サービスの質の評価を行い、常にそ の改善を図らなければならない。
- 3 指定事業者は、指定サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護 状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援するこ とを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらな ければならない。
- 4 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定事業者は、指定サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定サービスの具体的取扱方針)

- 第40条 訪問介護員等の行う指定サービスの方針は、第4条に規定する基本 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるも のとする。
 - (1) 指定サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報 伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身 の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把 握を行うものとする。
 - (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及 び希望を踏まえて、指定サービスの目標、当該目標を達成するための具体 的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サー

ビス計画を作成するものとする。

- (3) 訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その 内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なけ ればならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定サービスの提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づき、利用 者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用 者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよ うに説明を行うものとする。
- (8) 指定サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他 利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っては ならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該

- サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス計画の変更について準用する。

(指定サービスの提供に当たっての留意点)

- 第41条 指定サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める 観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
 - (1) 指定事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は第一号介護 予防支援事業におけるアセスメント(利用者が自立した日常生活を営むこ とができるように支援すべき総合的な課題を把握することをいう。以下同 じ。) において把握された課題、指定サービスの提供による当該課題に係 る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
 - (2) 指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 生活維持型訪問サービス 第1節 基本方針

(基本方針)

第42条 指定第一号事業に該当する生活維持型訪問サービス(以下この章において「指定サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態若しくはこれに準ずる状態の維持若しくは改善を図り、又はそれらの状態が悪化することを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事に係る生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者等の員数)

- 第43条 指定サービスの事業を行う者(以下この章において「指定事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定事業所」という。)ごとに置くべき従事者(指定サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市が指定する研修の修了者をいう。以下この章において同じ。)の員数は、指定サービスを適切に行うために必要と認められる数とする。
- 2 指定事業者は、指定事業所ごとに、従事者(市が指定する研修の修了者を除く。)のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。この場合において、当該訪問事業責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の訪問事業責任者を3人以上配置し、かつ、訪問事業責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、訪問事業責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定事業所に置くべき訪問事業責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

(管理者)

第44条 指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を 置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定事業所の管理上支障が ない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等 の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第45条 指定事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用 の区画を設けるほか、指定サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えな ければならない。
- 2 指定事業者が指定訪問介護事業者又は指定第一号事業に該当する予防給付型訪問サービスの事業を行う者の指定を併せて受け、かつ、指定サービスの事業と指定訪問介護又は指定第一号事業に該当する予防給付型訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第46条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定サービスに係る費用基準額から当該指定事業者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定サービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常 の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定サービスを行う場合は、そ れに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あら

かじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について 説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第47条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに 係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定サービスの内容、費用の額 その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対 して交付しなければならない。

(生活援助の総合的な提供)

第48条 指定事業者は、指定サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事に係る生活援助を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(記録の整備)

- 第49条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備 しておかなければならない。
- 2 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第51条において準用する第40条第2号の規定による訪問型サービス 計画
 - (2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第51条において準用する第40条第9号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 の記録
 - (4) 次条において準用する第23条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第36条第2項の規定による事故の状況及び事故 に際してとった処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第19条まで、第22条から第26条まで及び第28条 から第37条までの規定は、指定サービスの事業について準用する。この場 合において、第8条第1項、第18条、第22条、第24条、第25条第3項、第28条から第30条まで及び第36条の2中「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第25条第3項中「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、「第5条」とあるのは「第43条」と、「第40条」とあるのは「第51条において準用する第40条」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (準用)

第51条 第39条から第41条までの規定は、指定サービスの事業について 準用する。この場合において、第40条中「訪問介護員等」とあるのは「従 事者」と、「第4条」とあるのは「第42条」と、「前条」とあるのは「第5 1条において準用する第39条」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪 問事業責任者」と読み替えるものとする。 第4章 予防給付型通所サービス 第1節 基本方針

(基本方針)

第52条 指定第一号事業に該当する予防給付型通所サービス(以下この章に おいて「指定サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居 宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上 の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、 もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第53条 指定サービスの事業を行う者(以下この章において「指定事業者」 という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定事業所」とい う。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活相談員 指定サービスの提供日ごとに、指定サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定サービスの提供に当たる者に限る。) が勤務している時間数の合計を当該指定サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定 サービスの単位ごとに、専ら当該指定サービスの提供に当たる看護職員が 1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 指定サービスの単位ごとに、当該指定サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)

又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定サービス及び指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 指定事業所の利用定員(当該指定事業所において同時に指定サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定サービスの単位ごとに、当該指定サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定事業者は、指定サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定サービスの単位は、指定サービスであってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退 を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定事業所の他の職 務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければなら

ない。

8 指定事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第100条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第54条 指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定事業所の管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第55条 指定事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その 合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とす ること。
 - イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際には その提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはそ の実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とす ることができる。
 - (2) 相談室は、遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定サービスの事業の用に供するもので なければならない。ただし、利用者に対する指定サービスの提供に支障がな

い場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合(指定事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス条例第60条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第56条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定サービスに係る費用基準額から当該指定事業者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定サービスに係る費用 基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定サービスの提供において提供される便 宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、 その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、利用者等が選定する特別な食事の提供に係るものを除き、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とす

ることとする。

5 指定事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

- 第57条 指定事業所の管理者は、指定事業所の従業者の管理及び指定サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者にこの節及び次節の規定 を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第58条 指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定サービスの利用定員
 - (5) 指定サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第59条 指定事業者は、利用者に対し適切な指定サービスを提供できるよう、 指定事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従業者によって指定 サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及 ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

この場合において、当該指定事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定事業者は、適切な指定サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。(定員の遵守)
- 第60条 指定事業者は、利用定員を超えて指定サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第61条 指定事業者は、消火器その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 指定事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報 及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、こ れらの体制について定期的に従業者及び利用者等に周知するとともに、市等 との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 指定事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練を するよう努めなければならない。
- 4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。
- 5 指定事業者は、前2項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

6 指定事業者は、第3項及び第4項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画 の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第62条 指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用 に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じな ければならない。
- 2 指定事業者は、当該指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合のものを含む。)を おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に 周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

- 第62条の2 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 2 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う 事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定事業者は、指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者 に対して指定サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外 の者に対しても指定サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第63条 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定事業者は、第55条第4項の指定サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

- 第64条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備 しておかなければならない。
- 2 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第67条第2号の規定による通所型サービス計画
 - (2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第67条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第23条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第65条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24 条、第28条の2、第30条から第34条まで、第36条の2及び第37条 の規定は、指定サービスの事業について準用する。この場合において、第8 条第1項及び第30条第1項中「第26条」とあるのは「第58条」と、第 8条第1項、第24条、第28条の2第2項、第30条第1項及び第36条 の2中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定サービスの基本取扱方針)

- 第66条 指定サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定 し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定事業者は、自らその提供する指定サービスの質の評価を行うとともに、 主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければ ならない。
- 3 指定事業者は、指定サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定事業者は、指定サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定サービスの具体的取扱方針)

- 第67条 指定サービスの方針は、第52条に規定する基本方針及び前条に規 定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報 伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身 の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把 握を行うものとする。
 - (2) 指定事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及 び希望を踏まえて、指定サービスの目標、当該目標を達成するための具体 的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サー ビス計画を作成するものとする。
 - (3) 通所型サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) 指定事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その

内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- (5) 指定事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通 所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定サービスの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用 者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用 者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよ うに説明を行うものとする。
- (8) 指定サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を 行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該 サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予 防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通 所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画

の変更について準用する。

(指定サービスの提供に当たっての留意点)

- 第68条 指定サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める 観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
 - (1) 指定事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は第一号介護 予防支援事業におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定サービ スの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟 なサービスの提供に努めること。
 - (2) 指定事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。
 - (3) 指定事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

- 第69条 指定事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の 急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の 従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよ う、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 指定事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する 等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内 容とするよう努めなければならない。
- 4 指定事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第5章 生活維持型通所サービス 第1節 基本方針

(基本方針)

第70条 指定第一号事業に該当する生活維持型通所サービス(以下この章に おいて「指定サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居 宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上 の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、 もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第71条 指定サービスの事業を行う者(以下この章において「指定事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 従事者 指定サービスの単位ごとに、当該指定サービスを提供している時間帯に従事者(専ら当該指定サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (2)機能訓練指導員又は健康運動指導士 1以上
- 2 指定事業所の利用定員(当該指定事業所において同時に指定サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、従事者の員数を、指定サービスの単位ごとに、当該指定サービスを提供している時間帯に従事者(専ら当該指定サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定事業者は、指定サービスの単位ごとに、第1項第1号の従事者を、常 時1人以上当該指定サービスに従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定サービスの単位の従事者として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定サービスの単位は、指定サービスであってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第2号の機能訓練指導員又は健康運動指導士は、日常生活を営むの に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該 指定事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第72条 指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を 置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定事業所の管理上支障が ない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等 の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第73条 指定事業所は、指定サービスの提供に必要な場所、静養室及び相談室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定サービスの提供に必要な場所は、必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - (2) 静養室及び相談室
 - ア 相談室は、遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮 されていること。
 - イ 静養室及び相談室は、アの規定に反しない範囲において、同一の場所 とすることができる。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合(指定事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定事業者が指定通所介護事業者等の指定又は指定予防給付型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定サービスの事業と指定通所介護等の事業又は指定予防給付型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス条例第60条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第74条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定サービスに係る費用基準額から当該指定事業者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定サービスに係る費用 基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者 に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定サービスの提供において提供される便 宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、 その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、利用者等が選定する特別な食事の提

供に係るものを除き、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすることとする。

5 指定事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

- 第75条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備 しておかなければならない。
- 2 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第77条において準用する第67条第2号の規定による通所型サービス 計画
 - (2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第77条において準用する第67条第9号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 の記録
 - (4) 次条において準用する第23条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第63条第2項の規定による事故の状況及び事故 に際してとった処置についての記録

(準用)

第76条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第28条の2、第30条から第34条まで、第36条の2、第37条及び第57条から第63条までの規定は、指定サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第30条第1項中「第26条」とあるのは「第76条において準用する第58条」と、第8条第1項、第24条、第28条の2第2項、第30条第1項及び第36条の2中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(準用)

第77条 第66条から第69条までの規定は、指定サービスの事業について 準用する。この場合において、第67条中「第52条」とあるのは「第70 条」と、「前条」とあるのは「第77条において準用する第66条」と読み替 えるものとする。 第6章 運動特化型通所サービス及び短時間運動特化型通所サービス 第1節 基本方針

(基本方針)

第78条 指定第一号事業に該当する運動特化型通所サービス及び短時間運動特化型通所サービス(以下この章において「指定サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第79条 指定サービスの事業を行う者(以下この章において「指定事業者」 という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定事業所」とい う。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 従事者 指定サービスの単位ごとに、当該指定サービスを提供している時間帯に従事者(専ら当該指定サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (2)機能訓練指導員又は健康運動指導士 1以上
- 2 指定事業所の利用定員(当該指定事業所において同時に指定サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、従事者の員数を、指定サービスの単位ごとに、当該指定サービスを提供している時間帯に従事者(専ら当該指定サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定事業者は、指定サービスの単位ごとに、第1項第1号の従事者を、常

時1人以上当該指定サービスに従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定サービスの単位の従事者として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定サービスの単位は、指定サービスであってその提供が同時に 1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第2号の機能訓練指導員又は健康運動指導士は、日常生活を営むの に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該 指定事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第80条 指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を 置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定事業所の管理上支障が ない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等 の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第81条 指定事業所は、指定サービスの提供に必要な場所、静養室及び相談室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定サービスの提供に必要な場所は、必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - (2) 静養室及び相談室
 - ア 相談室は、遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮 されていること。
 - イ 静養室及び相談室は、アの規定に反しない範囲において、同一の場所 とすることができる。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定サービスの事業の用に供するもので なければならない。ただし、利用者に対する指定サービスの提供に支障がな

い場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合(指定事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定事業者が指定通所介護事業者等の指定又は指定予防給付型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定サービスの事業と指定通所介護等の事業又は指定予防給付型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス条例第60条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第82条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定サービスに係る費用基準額から当該指定事業者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定サービスに係る費用 基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支 払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定サービスの提供において提供される便宜 のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、そ の利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 指定事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について

説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

- 第83条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備 しておかなければならない。
- 2 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第85条において準用する第67条第2号の規定による通所型サービス 計画
 - (2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第85条において準用する第67条第9号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 の記録
 - (4) 次条において準用する第23条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第63条第2項の規定による事故の状況及び事故 に際してとった処置についての記録

(準用)

第84条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24 条、第28条の2、第30条から第34条まで、第36条の2、第37条及 び第57条から第63条までの規定は、指定サービスの事業について準用す る。この場合において、第8条第1項及び第30条第1項中「第26条」と あるのは「第84条において準用する第58条」と、第8条第1項、第24 条、第28条の2第2項、第30条第1項及び第36条の2中「訪問介護員 等」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (準用)

第85条 第66条から第69条までの規定は、指定サービスの事業について 準用する。この場合において、第67条中「第52条」とあるのは「第78 条」と、「前条」とあるのは「第85条において準用する第66条」と読み替 えるものとする。

第7章 短期集中型通所サービス 第1節 基本方針

(基本方針)

第86条 指定第一号事業に該当する短期集中型通所サービス(以下この章に おいて「指定サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居 宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練を 行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能 の向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第87条 指定サービスの事業を行う者(以下この章において「指定事業者」 という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定事業所」とい う。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 従事者 指定サービスの単位ごとに、当該指定サービスを提供している時間帯に従事者(専ら当該指定サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者の数が5人までの場合にあっては1以上、利用者の数が5人を超える場合にあっては5人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 理学療法士、柔道整復師又は健康運動指導士 1以上
- 2 指定事業所の利用定員(当該指定事業所において同時に指定サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、従事者の員数を、指定サービスの単位ごとに、当該指定サービスを提供している時間帯に従事者(専ら当該指定サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定事業者は、指定サービスの単位ごとに、第1項第1号の従事者を、常 時1人以上当該指定サービスに従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定サービスの単位の従事者として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定サービスの単位は、指定サービスであってその提供が同時に 1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第2号の理学療法士、柔道整復師又は健康運動指導士は、日常生活 を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者 とし、当該指定事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 第88条 指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を 置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定事業所の管理上支障が ない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等 の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

(管理者)

- 第89条 指定事業所は、指定サービスの提供に必要な場所、静養室及び相談室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定サービスの提供に必要なトレーニングマシンその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定サービスの提供に必要な場所は、必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - (2) 静養室及び相談室
 - ア 相談室は、遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮 されていること。
 - イ 静養室及び相談室は、アの規定に反しない範囲において、同一の場所 とすることができる。
 - (3) 指定サービスの提供に必要なトレーニングマシン
 - ア 高齢者でも安全に利用できるよう設計されたものとして、市長が認め

るものであること。

- イ 上肢、下肢及び体幹のトレーニングマシンを各1台以上備えること。
- ウ 利用定員2人に対して1台以上備えること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定サービスの事業の用に供するもので なければならない。ただし、利用者に対する指定サービスの提供に支障がな い場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定事業者が指定通所介護事業者等の指定又は指定予防給付型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定サービスの事業と指定通所介護等の事業又は指定予防給付型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス条例第60条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たした上で、第2項第3号の指定サービスの提供に必要なトレーニングマシンを備えることをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第90条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定サービスに係る費用基準額から当該指定事業者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定サービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者

に対して行う送迎に要する費用

- (2) 前号に掲げるもののほか、指定サービスの提供において提供される便宜 のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、そ の利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 指定事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について 説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

- 第91条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備 しておかなければならない。
- 2 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第93条において準用する第67条第2号の規定による通所型サービス 計画
 - (2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第93条において準用する第67条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第23条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第63条第2項の規定による事故の状況及び事故 に際してとった処置についての記録

(準用)

第92条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24 条、第28条の2、第30条から第34条まで、第36条の2、第37条及 び第57条から第63条までの規定は、指定サービスの事業について準用す る。この場合において、第8条第1項及び第30条第1項中「第26条」と あるのは「第92条において準用する第58条」と、第8条第1項、第24 条、第28条の2第2項、第30条第1項及び第36条の2中「訪問介護員 等」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (準用)

第93条 第66条から第69条までの規定は、指定サービスの事業について 準用する。この場合において、第67条中「第52条」とあるのは「第86 条」と、「前条」とあるのは「第93条において準用する第66条」と読み替 えるものとする。 第8章 雜則

(電磁的記録等)

- 第94条 指定事業者及び指定サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第11条第1項(第50条、第65条、第76条、第84条及び第92条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 指定事業者及び指定サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行前においても、必要な準備行為を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日 までの間、この要綱による改正後の下関市介護予防・日常生活支援総合事業 における指定第一号事業の人員、設備及び運営並びに指定第一号事業に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱(以下「新要綱」という。)第3条第4項及び第36条の2(新要綱第50条、第65条、第76条、第84条及び第92条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新要綱第26条(新要綱第50条において準用する場合を含む。)及び第58条(新要綱第65条、新要綱第76条、第84条及び第92条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新要綱第28条の2(新要綱第50条、第65条、第76条、第84条及び第92条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新要綱第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新要綱第29条第3項(新要綱第50条において準用する場合を含む。)及び第62条第2項(新要綱第76条、第84条及び第92条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新要綱第59条第3項(新要綱第76条、第84条及び第92条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
 - (掲示に係る経過措置)
- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、この要綱による改正後の下関市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号事業の人員、設備及び運営並びに指定第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱(以下「新要綱」という。)第30条第3項(新要綱第50条、第65条、第76条、第84条及び第92条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。